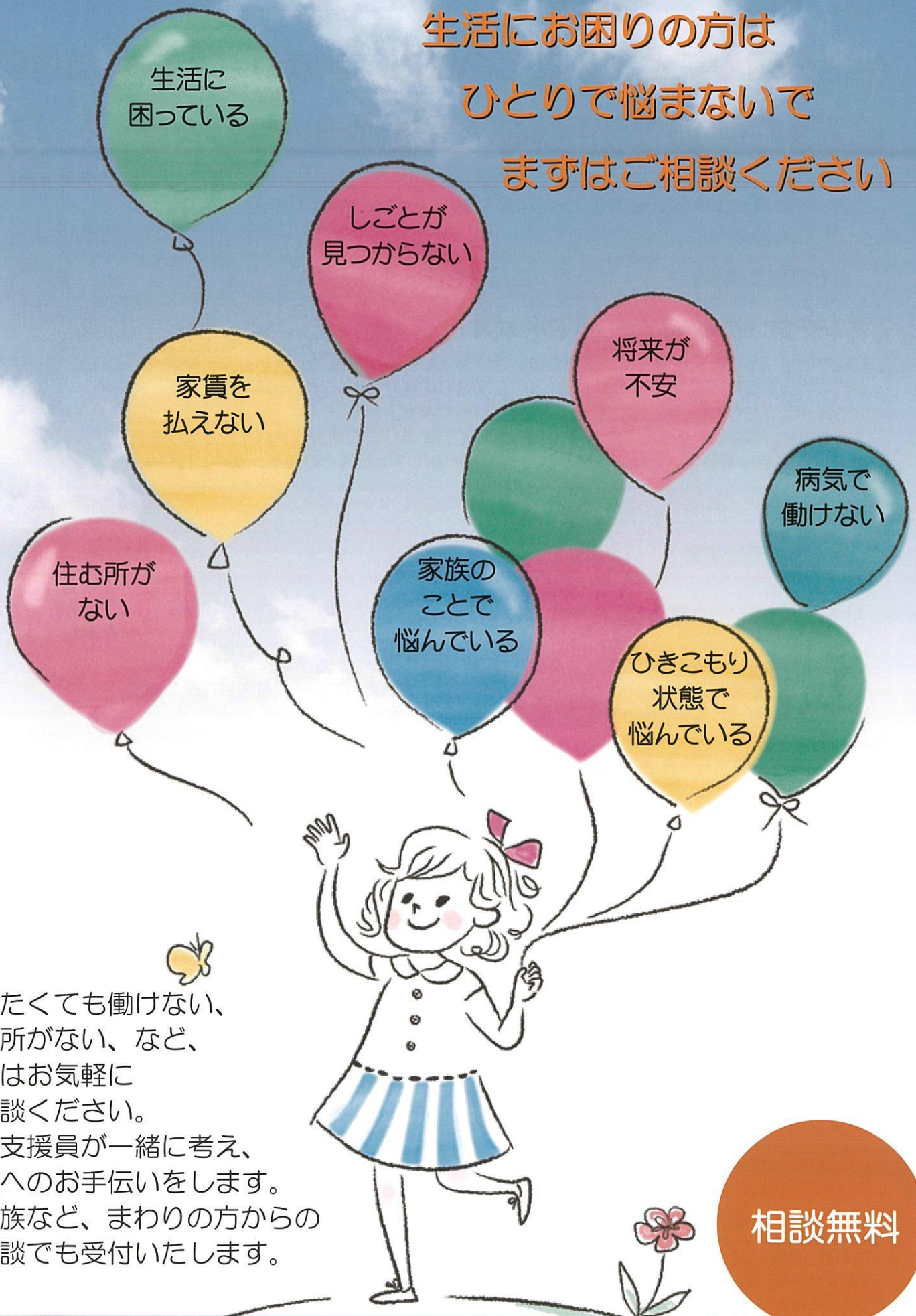


生活にお困りの方は

ひとりで悩まないで

まずはご相談ください



働きたくても働けない、
住む所がない、など、
まずはお気軽に
ご相談ください。
相談支援員と一緒に考え、
解決へのお手伝いをします。
ご家族など、まわりの方からの
ご相談でも受付いたします。

相談無料

【相談窓口】 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市役所本庁G階 防災センター（庁舎総合案内）隣 『せいかつ応援センター』

T E L : 0797-77-1822 E-mail: seikatsu@shakyo.org (ご相談専用のアドレスです)

生活の困りごと、しごとの悩み、まずはご相談ください。

就職 住居 家計相談等の支援が受けられます。

せいかつ応援センターでは、相談支援員があなたに寄り添いながら一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成します。しごとや生活に困っていらっしゃる方は、ひとりで悩まないでまずはご相談ください。

自立相談支援事業・・・せいかつ応援センター

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは「せいかつ応援センター」にご相談ください。専門の相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考えます。具体的な支援プランをもとに、自立に向けた支援が受けられます。

また相談者が自ら家計を管理できるように、家計の立て直しに関するアドバイスが受けられます。

● 就労の支援を希望する方は、支援プランを作った後に「はたらく応援センター」につながります。



就労準備支援事業・・・はたらく応援センター

社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方は、6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を受けられます。



一時生活支援事業

衣食住の確保が必要な方に

住居をもたない等の不安定な住居形態にある方は、一定期間、宿泊場所や衣食の提供を受けられます。

※ただし、自立相談支援事業の利用が原則で、世帯の収入や資産に、一定の要件があります。



住居確保給付金の支給 (離職2年以内の方が対象です。)

家賃相当額^(※)を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額^(※)を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職を目指すための支援です。

※世帯状況に応じて、家賃上限額が設けられています。



※「住居確保給付金の支給」については、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。
※ 各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつながります。

<相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

- 1 まずは市役所の「せいかつ応援センター」へ。
- 2 生活の状況を見つめる。
- 3 あなただけの支援プランを。
- 4 支援決定・サービス提供。
- 5 定期的なモニタリング。
- 6 真に安定した生活へ。

「せいかつ応援センター」の相談支援員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しただけの場合もご自宅にも訪問します。

あなたの生活の困りごとや不安を相談支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。

相談支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。

完成した支援プランは支援関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を相談支援員が定期的に確認し、支援プラン通りにいかない場合は支援プランを再検討します。

あなたの困りごとが解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、相談支援員によるフォローアップがなされます。